

「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」質疑応答

カテゴリー	質問	回答
月齢見直し	○ 月齢見直しを30か月齢とした理由について？	○ 国内での飼料規制等の対策の結果、BSEの発生頭数が大きく減少し、リスクが低減しており、対策開始から10年を経過していることから、最新の科学的知見に基づき対策全般の再評価を行うこととし、食品安全委員会に諮問、その答申を受けて見直しを行っています。
	○ 30か月齢超と30か月齢以下の分別管理の考え方について？	○ 国がガイドラインを示しているが、と畜場まかせではなくと畜検査員とともに分別管理を行っていくこととし、と畜場法施行規則に基づく標準作業書をと畜場が作成し対応します。
	○ 食品安全委員会からの2次答申の時期について？	○ 食品安全委員会のプリオン専門調査会において、国内措置について昨年10月から検討しており、直近の2月6日に開催された議事概要では、これから検討とされており、現時点ではスケジュールは未定です。
	○ 対象月齢の見直しにより、検査の実施、未実施について消費者の理解を得られるのか？	○ 理解をいただくよう取り進めていきます。
	○ 国は、検査対象月齢を30か月齢超としながら、当面は21か月齢～30か月齢以下の国費補助を継続するが、今後も見直しが続く限りこのような形で全頭検査を継続させるのか？	○ 本年4月1日から検査対象月齢は30か月齢超となりますが、国費補助については、さらなる月齢の見直しで月齢があがった時点で国費補助は打ち切り、全頭検査は各都道府県の判断で実施することになるが、検査をやめる場合は全国一斉にやめることが大切、道は今後も消費者の混乱を招かないよう全国一律の対応がなされるように国に伝えていきます。
	○ 多くのと畜場や加工場においては、既にBSE検査体制下の作業体系となっており、検査の有無により作業内容が変わるのは現場が混乱するのではないか？	○ 国がガイドラインを示しているが、と畜場まかせではなくと畜検査員とともに分別管理を行っていくこととし、と畜場法施行規則に基づく標準作業書をと畜場が作成し対応することを予定しています。
	○ 既に、一層の月齢緩和を検討し、その時期は「13年2月時点で、02年2月以降の出生牛の検査は不要と判断される」との意見があるようだが、その時期になし崩し的に全頭検査とさらなる月齢緩和を行うのか？	○ BSE対策の開始から10年以上が経過し、国内外のBSEのリスクが低下している状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた対策の見直しを行うため、検査対象月齢については、内外無差別の原則に基づき、輸入月齢と同時に、BSEに関する国際的な管理で使用されている「30か月齢」への引上げについて、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼しました。その結果、食品安全委員会において、「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合の、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」と評価したことを受け、見直しを行ったものです。OIEの「無視できるリスクの国」の要件については、本年1月14日に要件を満たしております。既に評価の申請をOIEに行っているところであり、5月には評価結果が判明する見込みです。また、現在食品安全委員会で審議中の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価」の部分について答申がなされた際には、その答申内容を踏まえた対応を検討することとしています。 (参考) http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120265&Mode=2 なお、02年2月以降に生まれた牛にはBSE検査陽性牛は見つかっておりません。

「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」質疑応答

カテゴリー	質問	回答
SRM	○ 頭部から扁桃の除去は困難であるにもかかわらず、30か月齢以下の牛の頭部(扁桃は除く)をSRMから除外するのはなぜか？	○ 扁桃組織を全てとるのは難しいことから、ガイドラインでは30か月齢以下の牛の頭部であっても扁桃を除去できない場合は、特定危険部位として取扱うこととしています。
	○ 対象月齢以下のピッシングは可能か？	○ ピッシングは現行どおりで変更はありません
	○ 特定危険部位(SRM)はスクレイパーを元に設定されたと聞かすがどうか、牛での各部位におけるデータはあるのか？	○ データはEUでのデータを活用しています。
	○ せき柱の分別処理に係る補助事業の継続について？	○ (独法)農畜産業振興機構の牛せき柱適正管理等事業につきましては、平成25年度も継続して事業実施されると聞いております。
	○ 30か月齢以下の牛についてSRMを販売しないのなら分別管理は必要ないのか？	○ 分別管理及び汚染防止については関係省令に新たな規定を追加するとともに、具体的な管理方法のガイドラインを通知で示すこととしています。これらを踏まえ、と畜場においては、施設ごとに標準作業書を新たに作成し、それに基づく管理を行うことで、厳格な管理体制を確保することとしています。30か月齢以下の頭部(舌及び頬肉を除く。)及び脊髓を食用に供する場合には、先にこの標準作業書を作成することが必要となることから、十分な検討が行われた上で、各施設の実態に合わせた作業書が作成されるものと考えております。 (参考) http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120265&Mode=2
国境措置	○ 歯列による年齢確認について？	○ 歯列による判断は、北米、EUで取り入れられグローバルスタンダードとなっている、個体差により。早く歯が生えてきている場合は30か月齢以上として分類しており、より安全側に立った方法であることも確認しています。
	○ 米国からの輸入規制の状況、OIEの米国認定基準について？	○ 2012年の米国でのBSE発生以降も従前と変わらず輸入規制は、20か月齢以下としています。OIEの認定基準は2007年から管理されたリスクの国に認定されています。
	○ 平成25年2月以降の規制緩和について、食肉業界及び消費者の反応は？	○ 今後、実施したリスクミの概要を厚生労働省のホームページで公表するのでそちらをご覧ください。

「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」質疑応答

カテゴリー	質問	回答
国境措置	<p>○ 米国から入ってくる牛肉は30か月齢「以下」なのか「未満」なのか？</p>	<p>○ 今回の見直しで月齢の考え方を整理し、30か月齢を1日でも超えたら30か月超の扱いとなります。</p>
	<p>○ 輸入牛肉には規制緩和し、国内においては全頭検査の要望があったとはいえ、当面継続することに対してその整合をどの様に考えているのか？</p>	<p>○ BSE対策の開始から10年以上が経過し、国内外のBSEのリスクが低下している状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた対策の見直しを行うため、検査対象月齢については、内外無差別の原則に基づき、輸入月齢と同時に、BSEに関する国際的な管理で使用されている「30か月齢」への引上げについて、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼しました。その結果、食品安全委員会において、「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合の、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」と評価したことを受け、見直しを行うものです。また、現在食品安全委員会で審議中の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価」の部分について答申がなされた際には、その答申内容を踏まえた対応を検討することとしています。なお、本年4月に検査対象月齢を30か月齢以上とする省令の改正を施行しますが、21か月齢以上の牛に対する検査費用補助については継続することとし、現在食品安全委員会で審議中の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価」の部分について答申がなされた際に、検査費用の補助対象を見直すこととしています。 (参考)http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120265&Mode=2</p>
	<p>○ 輸入牛肉の月齢判断は、歯列で確認しているとの情報があり、そのこと自体が非科学的でもあるにかかわらず、科学的知見からBSEリスクについては、30か月齢以下の牛は非常に小さく人に健康への影響は無視できるというのなら、輸入牛肉の月齢を正確に確認する必要があるのでは？</p>	<p>○ 厚生労働省のパブリックコメントの回答によると、「歯列による月齢確認については、国際的に使用されている方法です。なお、米国政府の説明によれば、肥育牛の出荷は20か月齢前後であり、より安全側に立った方法であることも確認しております。 (参考)http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120266&Mode=</p>

「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」質疑応答

カテゴリー	質問	回答
国境措置	<p>○ そうでなければ、国内におけるトレーサビリティ法との整合性がとれないのではないか？</p>	<p>○ 食品安全委員会の評価書では、米国のトレーサビリティについて、「米国における個体識別は、これまで長年にわたり牛の結核、ブルセラ病等家畜疾病モニタリング対策の一部として実施されてきた。2006年4月に米国農務省は、口蹄疫等の家畜疾病が発生した場合に48時間以内に感染している家畜とその飼養農場を特定することを目的とした全米家畜個体識別システム(NAIS: National Animal Identification System)の開始を公表した。NAISは米国農務省が主体となって実施され、全米統一的なシステムの構築を目指したが、NAISへの加入は任意であったため、生産者の参加は36%程度にとどまっている(2010年2月現在)。その後、2010年2月に米国農務省は、各州政府が実施主体となる新たな家畜疾病トレーサビリティシステムを導入することを発表した。制度への参加は任意ではなく義務付けられている。2011年8月11日から12月9日までの期間、米国農務省(USDA)はこの新たなシステムの法制化に向けてのパブリックコメントを受け付けた。」と説明されています。 (参考) http://www.fsc.go.jp/sonota/bse/bse_hyoka_an.pdf</p> <p>また、リスクコミュニケーション～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～(東京会場)において、参加者からの質問に対する、農林水産省担当官によると、「トレーサビリティ自体が安全確保対策ではない。ただ、何かあったときにトレースバック、トレースフォワードによるチェックをするときの有用なツールになるという位置づけのものとして理解しております。情報という意味ではOIE(国際獣疫事務局)がトレーサビリティを義務づけるとか求めるという状況でもありません。したがって、各国の管理実態に合わせて導入されている。」と説明されています。 (参考) http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/dl/130122-4-1.pdf</p>
自主検査	<p>○ 自主検査にあたっては、と畜場から「BSE自主検査申請書」の提出が必要となるのか</p>	<p>○ 平成25年4月1日以降も自主検査を継続することから、「BSE自主検査申請書」の提出が必要となるため「20か月齢以下のBSE検査実施要綱」を改正して対応して行く予定です。</p>
	<p>○ 道における検査見直しのスケジュールについて</p>	<p>○ 今回、国の対象月齢が示され、さらなる月齢の引き上げが検討されていることから、道としては「食の安全・安心委員会」にBSE専門部会を設置しBSE対策について検討を進めており、今後、広く道民の意見や関係団体、各都府県の対応状況を確認しながら検討して行きます。</p>

「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」質疑応答

カテゴリー	質問	回答
非定型	○ スクレイパーは20パターンあると聞かすが、BSEの型はどの程度あるのか？	○ 食品安全委員会の評価では、定型BSE及び非定型BSEについても審議されております。なお、食品安全委員会におけるパブリックコメントの回答では、「今回のBSE対策の見直しに係る、リスク評価に当たっては、これまでのBSEに係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、その後得られた最新の科学的知見として欧州食品安全機関(EFSA)等、国際機関や諸外国による評価を含め、合計230の文献等を精査し、専門委員による慎重な審議を経て取りまとめられたものです。」と説明されています。 (参考) http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/iken-kekka/kekka-prion24_240911.pdf また、非定型BSEについては、食品安全委員会の評価書「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」によると、「非定型BSEが人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、日本の23か月齢の牛で確認された1例を除き、大部分は8歳を超える牛で発生している(確認時の年齢の幅は6.3歳~18歳)。また23か月齢で確認された非定型BSE陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積量は、BSEプリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。このような状況を踏まえ、非定型BSEに関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。」と説明されています。 (参考) http://www.fsc.go.jp/sonota/bse/bse_hyoka_an.pdf
	○ BSEの投与試験は、定型BSEのデータではないのか、非定型ではどの程度行っているのか？	○ 食品安全委員会の評価書「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」によると、非定型BSEについても、複数の投与試験について記載されています。詳しくは、評価書のp73~84を参照してください。 (参考) http://www.fsc.go.jp/sonota/bse/bse_hyoka_an.pdf
	○ 非定型は、目視で症状を状況を確認できないとされるが、今後どのようにして調べるのか？(21~30か月齢)	○ 食品安全委員会の評価書「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」によると、「非定型BSEが人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、日本の23か月齢の牛で確認された1例を除き、大部分は8歳を超える牛で発生している(確認時の年齢の幅は6.3歳~18歳)。また23か月齢で確認された非定型BSE陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積量は、BSEプリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。このような状況を踏まえ、非定型BSEに関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。」と説明されています。 (参考) http://www.fsc.go.jp/sonota/bse/bse_hyoka_an.pdf

「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」質疑応答

カテゴリー	質問	回答
非定型	○ 定型に比べて、非定型は、特に日本人に感染しやすいとされているがそのリスクはどの様に考えるのか？	○ 食品安全委員会の評価書「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」によると、「プリオンたん白質遺伝子多型により、129番目のアミノ酸(コドン129)には、メチオニン/メチオニン(MM)型、メチオニン/バリン(MV)型及びバリン/バリン(VV)型(以下、それぞれMM型、MV型及びVV型)があり、このアミノ酸型がvCJDの発症リスクに関係する可能性が示唆されている。これまでに英国で報告されているvCJD患者の遺伝子型は、MM型であり、この遺伝子型を有するヒトはその他の型のヒトに比べてvCJDの潜伏期間が短いか、感受性がより強いのか、またはその両者であると考えられている。日本では、全人口に占めるMM型の割合は英国よりも高く、91.6%と報告されている」と説明されている。 (参考) http://www.fsc.go.jp/sonota/bse/bse_hyoka_an.pdf
個体識別	○ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレサ法)に基づく耳標の取扱と期限について	○ 牛トレサ法の現在の取扱が変わるとは聞いておらず、現行どおりの措置方法がいつまでかは、道として承知していません。
死亡牛検査	○ 死亡牛検査(24か月齢以上)の対象見直し予定について？	○ 死亡牛の見直しについては、現在は未定と聞いております。
肉骨粉等	○ レンダリング処理時に発生する動物性油脂(イエローグリース)の処分について？	○ 動物性油脂については、飼料、肥料としての使用が禁止されていることから、施設等で燃料として原則利用しています。